

介護予防・日常生活支援総合事業 第一号通所事業契約書別紙（兼重要事項説明書）②

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 群馬県社会福祉事業団
主たる事務所の所在地	〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12
代表者（職名・氏名）	理事長 武藤 幸夫
設立年月日	昭和 47 年 6 月 12 日
電話番号	電話 027-255-6270 FAX 027-255-6271

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	菱風園デイサービスセンター	
サービスの種類	介護予防通所介護相当サービス	
事業所の所在地	〒376-0007 桐生市浜松町 1 丁目 3-3	
電話番号	電話 0277-20-7184	FAX 0277-20-7210
指定年月日・事業所番号	平成 21 年 9 月 1 日指定	1070301807
実施単位・利用定員	1 単位	定員 15 人
通常の事業の実施地域	桐生市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第一号通所事業は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで（祭日を含む） ただし年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前8時45分から午後4時45分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者兼生活相談員	常勤 1人、 非常勤 0人
生活相談員兼介護職員	常勤 0人、 非常勤 2人
看護職員兼機能訓練指導員	常勤 0人、 非常勤 3人
介護職員	常勤 0人、 非常勤 0人
運転手兼介護職員	常勤 1人、 非常勤 0人
運転手	常勤 0人、 非常勤 1人
調理職員	常勤 0人、 非常勤 1人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及び管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員:新井 君久美・藤本 由紀子 波多野 佐枝子
管理責任者の氏名	管 理 者 新井 君久美

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として市町村から通知された負担割合に応じた額とします。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第一号通所事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料

【基本部分】 介護保険による給付サービスを利用される場合は、市から通知の負担割合に応じた金額となります。
(介護保険負担割合証を確認して下さい)

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)
事業対象者 要支援1	16,720円(1月につき)	1,672円
事業対象者 要支援2	34,280円(1月につき)	3,428円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

介護保険による給付サービスを利用される場合は、市から通知の負担割合に応じた金額となります。

(介護保険負担割合証を確認して下さい)

加算の種類	加算の要件		加算額	
			基本利用料	利用者負担 (1割)
運動機能向上 加算	運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練を行った場合		2,250円	225円
サービス提供 体制 強化加算(Ⅱ)	別に厚生労働大臣が定める 基準に適合している場合	通所型サービス1	240円	24円
		通所型サービス2	480円	48円
介護職員処遇 改善加算(Ⅰ) ※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合		基本サービス費に各事業加算を加えた総額に 加算率5.9%を乗じた額	

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) ※	介護業界の処遇改善を図る制度	基本サービス費に各事業加算を加えた総額に 加算率1.0%を乗じた額
介護職員等ベースアップ等支援加算 ※	厚生労働省の介護保険報酬改定により	基本サービス費に各事業加算を加えた総額に 加算率1.1%を乗じた額

※のついた加算は区分支給限度額の算定対象から除かれます。

(2) その他の費用

食事	食事の提供を受けた場合1回につき食費640円+おやつ代60円をいただきます。 ※午前10時までキャンセル可
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、1回につきパット50円・おむつ70円の実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の周り品など)について、費用の実費をいただきます。

(3) 支払い方法

上記(1)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヵ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

お支払い方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に選べます。請求書は毎月10日以降にお渡ししますので、月の末日までにお支払いください。

口座自動引き落とし日は毎月24日となります。前日までにされますよう宜しくお願いいたします。(休日の場合は翌営業日となります。)

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0277-20-7184 管理者 新井 君久美 面接場所 当事業所の相談室
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情解決 施設委員会	桐生市菱町第17区長 島崎 雄夫	電話 0277-43-2360
群馬県社会福祉 事業団	苦情解決第三者委員 岩崎 秋雄 忠地 久美子	電話 0279-23-8975 027-062-7404
社会福祉協議会	福祉サービス運営適正化委員会	電話 027-255-6669
群馬県庁	健康福祉部医療介護局介護高齢課	電話 027-226-2561
	群馬県国民健康保険団体連合会	電話 027-290-1319
桐生市役所	健康長寿課	電話 0277-46-1111

12. 第三者によるサービスの評価

提供するサービスに係る第三者評価は行っていません。

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスをご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスが利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所又は担当の地域包括支援センター等の担当者へご連絡ください。

介護予防通所介護相当サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書を交付して重要な事項の説明を行い、交付しました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人 群馬社会福祉事業団
 事業所 所在地 桐生市浜松町一丁目3-3
 名称 菱風園デイサービスセンター
 説明者 生活相談員 氏名 印

私は、本書面により、事業者から介護予防通所介護相当サービスについての重要事項の説明を受け、その内容について同意し、受領しました。

令和 年 月 日

契約者（利用者）

住 所

氏 名

印

代理人

住 所

氏 名

印

続柄（ ）